

3 川 監 公 第 9 号  
令和3年8月19日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和3年7月2日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子

(別紙)

3川監第449号  
令和3年8月19日

金屋隼斗様

川崎市監査委員 寺岡章二  
同 植村京子

川崎市職員措置請求について（通知）

令和3年7月2日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

## 監査の結果

### 第1 監査委員の除斥

本件措置請求において、浅野文直監査委員及び山田晴彦監査委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

### 第2 請求の受付

#### 1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1（事実証明書は添付省略）のとおり、市が秋田恵議員に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行わせるよう川崎市長に対し勧告することを求めている。

#### 2 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和3年7月2日付けでこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

### 第3 監査の実施

#### 1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年7月28日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第8項の規定に基づき、議会局の職員の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

なお、別紙2には、陳述を同時に行った政務活動費に係る監査結果（令和3年8月19日付け3川監第447号）の内容を含む。

#### 2 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、令和3年7月30日、本件措置請求に係る事実関係の確認のため、関係人調査を行った。

関係人調査の対象は、秋田恵議員とした。

#### 3 監査対象事項

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

## 第4 監査の結果

### 1 前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

#### (1) 政務活動費について

##### ア 概要

政務活動費は、法第100条第14項から第16項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成13年川崎市規則第16号。以下「規則」という。）に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）」によると、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の4点が挙げられている。

#### (ア) 政務活動について

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。

さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

#### (イ) 実費弁償の原則

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

#### (ウ) 按分による支出

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」（政務活動）と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが渾然一体となつて行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかで無い場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適當であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものとする。

## (エ) 執行にあたっての原則

政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、使途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

## イ 政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は、条例第3条では、会派及び当該会派の議員で、議員1人当たりにおいて①会派に対して月額450,000円又は②会派・議員に対して会派に月額50,000円、議員に月額400,000円のいずれかの選択制として、所属議員数を乗じて得た額を会派に交付するとしている。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第10条別表に、次のとおり規定されている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各	会場借上料、委託料、食糧

	種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

#### ウ 交付等の事務手続の流れ

##### (ア) 交付申請手続（条例第5条第1項）

政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。

##### (イ) 交付決定（条例第5条第2項）

市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。

##### (ウ) 支出請求（規則第3条、第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月10日に交付される。

##### (エ) 政務活動費の活用、整理・調製（条例第9条、指針）

政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。また、交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等整理（支出伝票に貼付等）、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。

##### (オ) 収支報告書等の提出（条例第11条、指針）

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表（写し）、支出伝票（写し）、領収書等（写し）、政務活動記録票（写し）等を提出する。議長は、これらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

(カ) 剰余金の返還（条例第12条、規則第11条）

交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。

(キ) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備等（指針）

議会局は、会派の代表者又は交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報情報のマスキングを行う。

(ク) 収支報告書等の閲覧（条例第15条、規則第14条）

議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。

(ケ) 関係帳簿の保管（規則第9条、指針）

会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管する。

(2) 秋田恵議員（以下「秋田議員」という。）による支出について

請求人が対象としている令和2年度の政務活動費の支出は、次のとおりである。

ア 広報・広聴費として、武中桂（以下「X氏」という。）に対し、令和3年3月26日付けで294,571円を支出した。

イ 調査研究費として、合同会社M o r i L a b o（以下「A社」という。）に対し、令和2年6月29日付け、同年7月30日付け、同年10月15日付け、同年12月21日付け、同年12月22日付け及び令和3年3月11日付けで合計3,630,000円を支出した。

## 2 監査委員の判断

(1) 政務活動費の性格について

法第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、条例第2条では、「会派（所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充

実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」としている。

これらの政務活動費に関して、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁第三小法廷平成22年3月23日判決）とされ、政務活動費の執行について「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁第一小法廷平成21年12月17日判決）とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、政務調査費の後身である政務活動費は、関係法令を遵守するとともに、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の自主性が尊重されなければならない一方で、政務活動費が市の公金であることから、使途内容について透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

## (2) 本件各支出の違法性について

### ア 個人に支出した広報・広聴費について

請求人は、令和3年3月26日付け29万4571円の広報・広聴費の支出について、支出先であるX氏がホームページ作成や管理に関する専門家ではなく、私的流用の疑いがあること、管理費を1年後にまとめて一括で支出するなど、一般社会ではありえないずさんなホームページ管理委託契約を交わしていると考えられること、当該ホームページは、秋田議員が代表者である政治団体「秋田めぐみと川崎の魅力を伝える会」のホームページであることから、按分すべきこと、議会発言は2020年6月23日の一般質問、市政情報は2019年の市政報告を最後に投稿されていないことから、当該支出は不適切である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

### (ア) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

支出伝票によると、上記広報・広聴費については経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

秋田議員によると、X氏に自身のホームページの管理を依頼しており、契約書は作成されていないものの、X氏は、ホームページ作成及び管理の技術を習得し、事業ホームページの作成や管理を行っていることから、技術力には問題はないこと、また、ホームページについては、秋田議員のSNSと連動しており、随時新しい情報に更新しているとのことであった。

令和元年度は1/3の按分としていたが、これは政務活動のほか、政治団体「秋田めぐみと川崎の魅力を伝える会」、地域政党あしたのかわさきの活動を考慮したものであり、令和2年度はこれらの活動に関する記述を全て削除したこ

とから、按分を行わないこととしたとしている。

#### (イ) 判断

指針によると、「広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費」としている。

そこで検討するに、秋田議員とX氏との間に、契約書等は作成されておらず、具体的な契約内容が不明であるが、秋田議員のホームページが存在し、この情報を維持管理する費用として一定額の支出が必要であることは認められる。

したがって、上記広報・広聴費の支出として、契約書等を作成しておらず、その経緯について十分に説明責任を果たしているとは言い難いものの、これを直ちに不適正とまで認めることは困難である。

令和3年8月10日にホームページを調査したところ、「当ウェブサイトは、秋田めぐみと“川崎の魅力”を伝える会（以下「当会」）の事業内容等を紹介するサイトです」との記載があるが、このページは個人情報の保護等に関するプライバシーポリシーを記載したものであり、活動内容を記載したものではないことから、直ちに按分を要するとまでは認めることは困難である。

したがって、本件支出が違法であるとの請求人の上記主張は理由がない。

#### イ 調査研究費について

請求人は、合計363万円の調査研究費の支出について、その支出先であるA社は、そのホームページに占いに関する記載があるのみで、調査研究に関する専門的知見、情報収集力、調査やデータ解析、関係法案の整理、課題の抽出、解説の提供などを行うことができる事業者であるとは考えられず、政務活動に関する調査研究の委託先として選定とした理由に疑義があり、また、金額も高額であることから、政務活動費に求められる透明性、適正性に反し、当該支出は認められない旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

#### (ア) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

A社は、履歴事項全部証明書によると、占いのほか、人材育成、企業戦略の立案など18の目的を掲げる法人である（秋田議員提出資料別紙A）。

調査研究に関し、秋田議員は、A社とコンサルティング契約を締結しており、報酬については、依頼1件当たり100万円以内で5万円単位と定められている（秋田議員提出資料別紙B-2）。

令和2年度に実施した調査の内容は次のとおりである。

支出伝票件名	金額（円）	支出日
--------	-------	-----

コロナウイルスに関する調査研究費	440,000	令和2年6月29日
保育料の日割り計算に関する調査研究費	330,000	令和2年7月10日
屋上緑化に関する調査研究費	440,000	令和2年10月15日
ベビーカーや車いすの市バス利用に関する調査研究費	440,000	令和2年12月21日
脱炭素戦略（EVモビリティ）に関する調査研究費	440,000	令和2年12月21日
子ども・子育て支援情報システムに関する調査研究費	660,000	令和2年12月22日
コロナワクチンに関する調査研究費	440,000	令和3年3月11日
預金差押えに関する調査研究費	440,000	令和3年3月11日

なお、令和2年第4回川崎市議会定例会において、保育園の日割り計算に関する質問、令和2年決算審査特別委員会において、屋上緑化に関する質問、令和2年第6回川崎市議会定例会において、ベビーカーや車いすの市バス利用及び脱炭素戦略に関する質問、令和3年第1回川崎市議会定例会において、国民健康保険滞納者の差押預金口座の誤りに関する質問が行われている。

秋田議員によると、A社は、さまざまな分野のコンサルタント業務を行っている法人で、一般には連絡先を公開しておらず、請求人の主張するホームページはA社のものではなく、かねてよりの占いブランドとしてのものであるとしている。

秋田議員の市政報告の作成において、A社では、調査から作成までを一貫して依頼できることから委託先として選定し、その理由として秋田議員が、「チーム無所属」に所属していた際、難航していた情報の整理についてA社に調査を依頼したところ、きちんとしたエビデンスを提示した上で報告があったため、有益であると判断し、その後の調査等を依頼するようになったとしている。

また、金額については、A社と事前に相談の上、決定したとしている。

#### (イ) 判断

指針によると、「調査研究費は、会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費」としている。

そこで検討するに、秋田議員は、上記各調査研究を行う際、A社に調査報告書の提出を依頼し、事前に額を提示することで、A社と合意した金額を決定している。

このような複数の調査報告書の作成を同時期に依頼することや事前に見積書等もなく金額が決められた経緯にやや不自然な点は認められるものの、その金

額が著しく高額であるとまで認めることは困難である。

したがって、本件支出が違法であるとの請求人の上記主張は理由がない。

### (3) 結論

以上のとおり、本件各支出について違法若しくは不当と認めることはできないから、請求人の上記主張はいずれも採用できない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

## 3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及び議員は、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

今回の監査において、議会局に提出された収支報告書を確認したが、支出伝票に添付された領収書及びその他証拠書類等から支出の詳細が確認できない事例もあった。

具体的には、見積書などの書面を徴取せずに、SNSを利用して金額の決定を行い、その過程が分からないもの、契約書を作成していないため契約内容が不明確なもの、業務の完了報告がSNSによってのみ行われているもの、請求書が確認できないものが見受けられた。

政務活動費については、個々の支出の金額や支出先、活動の目的、内容等全てを詳細に報告することまで求められていないが、一方、仙台地裁平成29年1月31日判決では、政務調査費について「政務調査費の支出が本件用途基準に合致するか否かについて、支出の過程に関与していない原告の側でその詳細を明らかにすることはしばしば困難を伴うと言わざるを得ない。他方で、自ら政務調査費を支出した被告らの側においては、法、本件条例及び本件規則を遵守して政務調査費を支出しているとされる以上、支出が本件用途基準に合致することについて合理的な説明をすることが期待できるといえる」とされており、その適正な執行が求められる。

会派及び議員においては、引き続き政務活動費が公金であることを意識し、用途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等を望むものである。

## 川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員 殿

令和3年7月2日

請求人

【住所】 (省略)

【氏名】 金屋 隼斗

## 第1 請求の要旨

秋田恵（あきためぐみ）に対し政務活動費3,924,571円の返還請求権を行使することを怠っていることから、これらを行わせるよう川崎市長に対し勧告することを求める。

## 第2 請求の原因

## 1 対象となる財務会計行為

- ①秋田恵（あきためぐみ）は令和2年度、広報・広聴費として、武中桂に対し、令和3年3月26日付で294,571円（資料1）を政務活動費から支出した。
- ②秋田恵（あきためぐみ）は令和2年度、調査研究費として、合同会社Mori Laboに対し、令和2年6月29日付、同年7月30日付、同年10月15日付、同年12月21日付、同年12月22日付、令和3年3月11日付の請求書（資料2）に基づき合計3,630,000円を政務活動費から支出した。

## 2 財務会計行為の違法性

## (1) 序論

川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例において、会派および議員の責務として「議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」とされている。政務活動費の運用指針において、執行にあたっての原則では「政務活動費が公金であることから、使途内容等についての透明性確保が求められているため、会派および交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票および活動記録票における説明の充実等に努めること」とされている。

政務活動費は、「地方自治法」の規定により制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、会派および議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、交付されるものであり、政務活動費の元手は住民の税金である以上、使用には高い透明性と適正さが求められる。

## ① 個人である友人に支出する広報・広聴費について

秋田議員は、当選前に作成した「秋田めぐみと川崎の魅力を伝える会」（神奈川県政治

団体名簿に登録) 政治団体のホームページ (<https://www.akitamegumi.com>) の管理費として2020年4月～2021年3月に毎月3万円の合計金額360,000円から自己負担額の65,869円を差し引いた金額の294,571円を政務活動費の広報・広聴費として武中桂氏に按分することなく全額支出している。

しかし、ホームページ管理費の支出先は、会社ではなく秋田議員の友人である武中桂氏個人ですが、経歴や職業を見る限りホームページ作成や管理に関する専門家ではないため、私的流用の疑いがある。

また、管理月から1年後にまとめて一括で支出するなど、一般社会ではありえないさまざまなホームページ管理の委託契約を交わしていると考えられる。

よって、政務活動費の支出として不適切なため、返還を求める。

## ② 占い師に支出した広報・広聴費について

秋田議員が政務活動費の調査研究費から多額の支出をしている合同会社M o r i L a b o (<https://www.morihidehiko.com>) のホームページを確認したところ、占いに関することしか記載されておらず、料金設定は『対面セッション占い1時間6万円』『電話セッション占い10分1万円』『メールセッション占い5分5千円』の3つの高額な占い料金のみしか記載されていない。

そして、合同会社M o r i L a b o への支出伝票は全部で8枚(図1)あるが、全てが占い設定金額とびつたし当てはまり、ホームページは企業にとって顔であるが、そこに占い料金以外の金額や項目は何一つないとなれば、占いに使ったと考えるのが妥当である。

秋田議員が占い師へ支払った項目と金額		
実施年月日	調査研究費	
2020. 6/29	コロナウイルスに関する調査研究費	44万円
2020. 7/10	保育料の日割り計算に関する調査研究費	33万円
2020. 10/15	屋上緑化に関する調査研究費	44万円
2020. 12/21	ベビーカーや車いすの市バス利用に関する調査研究費	44万円
2020. 12/21	脱炭素戦略(EVモビリティ)に関する調査研究費	44万円
2020. 12/22	子ども・子育て支援情報システムに関する調査研究費	66万円
2021. 3/11	コロナワクチンに関する調査研究費	44万円
2021. 3/11	預金差押えに関する調査研究費	44万円
合計金額 363万円		

図1

秋田議員以外に一般質問の内容について政策支援を委託する議員(青木のりお氏)がい

るので比較させて頂くと、青木議員が委託する会社は、事業概要に政策支援やシンクタンクを記しており、弁護士を始め各分野の施策立案や調査に経験豊富な専門的メンバーが多数在籍している会社であることがホームページからみてわかる。(資料3)

一方、秋田議員が委託する合同会社M o r i L a b oは、ホームページをみても占いに関する内容が記載されているのみで、代表者の肩書も占い師である。

それだけでなく、両者が委託した金額を比較しても秋田議員は高額なのが見える。(図2)

秋田議員と青木議員の委託内容についての比較		
	秋田議員	青木議員
政策支援の専門会社	でない	である
委託費用	66万円	約6万円
調査内容	1つの調査のみ	複数の調査でも同一料金

図2

したがって、合同会社M o r i L a b oは、これらの調査研究に関する専門的知見・情報収集力・調査やデータ解析・関係法案の整理・課題の抽出・解説の提供などを行うことができる事業者であるとは考えられないため、政務活動に関する調査研究の委託する先として選定した理由に疑義がある。

以上の点を総合的に考慮すると、事業者を選定した経緯、委託内容、金額に不当性があり、政務活動費に求められる透明性・適正性に反するため、その支出は認められない。

### (3) 結論

以上、上記の支出は、政務活動費として支出できないため、返還を求めた請求に及んだ。

## 3 請求者

請求者である金屋隼斗が代表を務める団体(NPO 法人国民の健康と生活を守る会)宛に川崎市議会議員の政務活動費の不正を疑う情報提供があつてから調査することになった。

調査した結果、秋田議員の政務活動費は不適切な支出を多数発覚したため、一刻も早く不適切な事業者への公金流出を防止したく監査請求を起こした。

### 添付資料

資料1 秋田議員が広報・広聴費として武中桂氏へ支出した支出伝票および領収書

資料2 秋田議員が調査研究費としてM o r i L a b oへ支出した支出伝票および領収書

資料3 秋田議員と比較する青木議員の支出伝票



## 請求人の陳述録

まず、秋田議員ですが、政務活動費が私たち市民の税金であることを十分理解できていないと考えています。現在、東京都議会議員の法令違反の説明責任を果たしていないことが世論では大変問題視されていますが、秋田議員には、自身の法令違反や様々な不適切な支出に関して、市民の皆様に説明をすべきだと思います。

私が不適切だと主張する項目が8項目ありますので、早速、順に陳述いたします。

まず、人件費の問題についてです。

政務活動費の運用指針では、雇用に当たっては労働基準法を遵守しなければならないとなっています。しかし、秋田議員の雇用契約は、令和元年7月から働いていたことになっている人件費も約9か月後の令和2年3月31日にまとめて一括で支払われているため、労働基準法第24条第2項の「賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。」に違反しています。また、9か月後に払う日給までは、令和2年3月31日に勤務した人件費は当日払いをしているため、そもそも労働基準法第15条の賃金の締切り、支払いの時期に関する事項を明示することになっている労働条件の明示も違反しているのではないのでしょうか。

また、政務活動費の運用指針には、被雇用者の職員雇用履歴台帳、源泉徴収票、賃金台帳、出金伝票、社会保険関係書類を議員が保管することになっていますが、これらの提示を再三にわたり求めましたが、秋田議員は応じないため、たとえこれらの書類を監査委員が求めて秋田議員が提示したとしても、もともと存在せず、新たに作成したものと捉えて監査していただきたい。

秋田議員を除くほかの議員の人件費は、政務活動費の補助以外の業務を混合するとして、按分し、時給単位で細かく支払い、勤怠表を添付し、毎月きちんと支出されていますが、秋田議員は按分せず、時給でなく日給1万円の根拠は不明、勤怠表の添付がない。そして、労働基準法に違反して年1回の後払いです。

この件につきまして、私はこう推測しています。そもそも、9か月間の給料が未払いなのに働き続ける人間がいるのでしょうか。これは、政務活動費の返還を免れるため、実際に行っていない人件費を年度末の最終日である3月31日にまとめて計上したとしか考えられません。また、秋田議員は、チラシの作成、配布やホームページ更新もほとんどなく、高額な事務所には看板が一切ないため、市民への対応も一切なされていないので、一日中事務所で政務活動の補助だけをしていた被雇用者がいたとは常識的に考えられない。現に、私がメールや手紙を送っても無反応です。

以上のことから、秋田議員と被雇用者との雇用関係は、日給1万円で勤怠表の添付や按分をしない不透明な会計処理であり、初勤務から約9か月に及ぶ期間も給料が支払われていない、労働基準法に違反した雇用契約であります。よって、税金が元である政務活動費の使用には高い透明性と適正さが求められますが、秋田議員は労働基準法に違反している不適切な雇用契約をしているため、人件費は不当であり不適切なため、返還を求めます。

これが適切であると判断してしまえば、真面目に勤怠表をつけて按分している議員は、今後は勤怠表もつけず、按分もせず、労働基準法を遵守しなくてもよいという前例をつくってしまい、法律を守らなくてよい無法議会になってしまいますので、良識ある御判断をお願い申し上げます。

次は、個人である友人に支出した調査研究費について。

秋田議員が令和元年7月30日に支出した調査研究費は、領収書に宛て名が記載されていません。政務活動費の運用指針の36ページには、領収書受理等の処理の主な注意点において、宛て名に交付対象議員の議員名を記載することになっているが、こちらも守られていません。また、委託先は秋田議員の友人であり、今回の支出と関連性がない職業をされており、川崎市に関する資料作成を専門家でない遠方の友人に委託し、政務活動費から支出することは、私的流用であります。そもそも、調査研究の委託先が法人でもなく、屋号のない個人です。公金での支出先としてふさわしくありません。万が一、こちらが認められるのであれば、遠方に住む全く無関係な職種の飲食店や土木業の友人に調査研究を依頼して、政務活動費から支払うことも可能ということになります。運用指針を守らない友人個人に支払ったこの調査研究費は不適切なため、返還を求めます。

次、ホームページ管理費についてです。

秋田議員は、当選前に作成した秋田めぐみと川崎の魅力を伝える会、こちらは政治団体登録してあります。政治団体のホームページの管理費として2019年5月から2020年3月まで毎月1万円を政務活動費の広報・広聴費として友人に支出しています。しかし、こちらのホームページは、2019年5月から2020年3月の間は1度しか更新されておらず、政務活動及び市政に関する内容はありませ

んでした。

そして、ホームページ管理費の支出先は前件同様に遠方に住む秋田議員の友人個人であり、経歴や職業を見る限り、ホームページ作成や管理に関する専門家ではないため、こちらも私的流用です。また、こちらも人件費同様に2020年5月から管理していることになっていますが、10か月後の2020年1月31日にまとめて一括で支出するなど、一般社会ではあり得ないずさんなホームページ管理の委託契約を交わしていると考えられます。そもそも、10か月間も委託費が未払いなのに委託を続ける事業者がいるのでしょうか。そのため、政務活動費の返還を免れるためにまとめて計上したとしか考えられません。よって、政務活動費の支出として不適切なため、返還を求めます。

また、令和元年度は不適切ながら3分の1を按分していますが、令和2年度はなぜか按分もせずに支出しています。こちらは先日、追加で証拠書類を提出しましたが、こちらの収支報告書に記載されているURLは、政治団体である秋田めぐみと川崎の魅力を伝える会のホームページのため、適切な按分をする必要があります。

ホームページの中身について、更新や投稿されるページは、議会発言及び市政情報の2つだけですが、議会発言は2020年6月23日の一般質問を最後に投稿されていません。また、市政情報は2019年の市政報告を最後に投稿されていません。よって、2020年4月から2021年3月までの期間、この政治団体のホームページを管理費として秋田議員の友人個人に毎月3万円を政務活動費から支払っていますが、2020年6月23日以後9か月間、更新または投稿されないホームページの一体何を管理する必要があるのでしょうか。当然ながら不適切なため、全額返還もしくは令和2年度は按分しての返還を求めます。

次に、研修費及び人件費について。

秋田議員は、2020年2月22日に愛知県で行われたSDGsフォーラムの交流会に同行者をつけ、同行者の交通費2万2,600円及び人件費1万5,000円の合計金額3万7,600円を政務活動費から支出しています。政務活動費の運用指針において、研修費の議員以外の参加者は、政務活動の補助者は必要限度において支出可能とはなっていますが、この交流会において第三者が同行する必要性が全くもって理解できません。なぜなら、この交流会のプログラムを見ると、開催時間は1時半から6時、途中休憩30分あり、たった4時間の交流会です。たとえ秋田議員に1人で講義を聞いて理解する能力がない場合であっても、講義内容をボイスレコーダーで録音して、後日補助者に聞いてもらえばよいだけです。また、人件費として1万5,000円を補助者に支払っていますが、時給換算すると時給3,750円となるため、非常に高額であり、人件費1万5,000円とした根拠も不透明であります。

また、同時期に関東ESDにおいても東京渋谷区SDGsフォーラムが開催されているため、同行者を引き連れて愛知県まで行くのは、観光目的の私的流用と疑いざるを得ない。よって、政務活動費の支出として不適切なため、返還を求めます。

次に、事務費についてです。

秋田議員以外のパソコン購入代を調べると、政務活動以外の用途も予測して2分の1から3分の1の按分がされていますが、秋田議員は按分をされていません。デスクトップでないノートパソコンまたはラベルライターは控室用として政務活動費から全額支払っていますが、両方とも持ち運び可能で、政務活動以外に使うことが十分可能であるため、政務活動以外では使わない明確な区分けが不能の場合は按分すべきではないでしょうか。

また、秋田議員が政務活動費で購入したノートパソコンは最上位機種ですが、政務活動のみで使用するパソコンを最上位機種にする必要性は全く理解できません。よって、これらは按分が必要であるため、ノートパソコン及びラベルライターの50%按分した差額の返還を求めます。

次に、高額過ぎる実態不明の事務所費について。

秋田議員が政務活動費から支出している事務所費は、ほかの議員の事務所費と比較しますと2から4倍の高額な賃料です。「最少の経費で最大の効果を挙げる」、地方自治法第2条14項とは真逆な最大な経費を費やした事務所であります。また、川崎市議会の政務活動費の運用指針において、事務所の賃貸料は、事務所としての形態を備えているものに限る。事務所としての実体については、使用実績・看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容などを総合的に考慮して判断すると定められていることから、政務活動費から事務所費として支出できる事務所の形態は、市民が外観等を見て政務活動事務所として分かる事務所であることが大前提であります。しかし、秋田議員の政務活動事務所は、入居から1年半以上も経過しているのに、外観及び郵便ポストに何一つとして事務所であると分かる表札及び看板等がないどころか、事務所入り口及び側面には意味不明なC i f e r と大きく書かれた看板があり、市民の誰もが政務活動事務所であると認識ができない。

こちらの高額な事務所には配達証明書付きの郵便物を送付しましたが、市民からの郵便物を受け取ることさえもしない事務所であることも判明しています。

そして、この高額な事務所の外観はパルテノン神殿のような外観で、外からは中が見えないような大きな紫色のカーテンとパーティションで目隠しをしており、床は大理石のため、見た目は政務活動事務所というよりも占いの館もしくは美容室です。

また、この高額な事務所から徒歩10分の川崎市議会には秋田議員専用の控室がありますが、これまで秋田議員が政務活動費の事務費から支出している中から高額な事務所用と議会控室用の2つに分けているので、これらをまとめてみました。まず、高額事務所用として購入されたものは、セパレートソファ、DVDプレイヤー内蔵付きの小型ホームシアターと明記されたプロジェクターのみです。一方で、議会控室用として購入したのは、ノートパソコン、ラベルライター、インクジェット複合機、シュレッダー、4段木製ラックで、これらを控室にて政務活動に使用と支出伝票に明記されています。これら高額事務所用と控室用にそれぞれ購入した備品を客観的に見ると、ソファとホームシアタープロジェクターを常備している高額事務所にも、ノートパソコン、ラベルライター、インクジェット複合機、シュレッダー、4段木製ラックを常備している議会控室が秋田議員の政務活動事務所の役割をしていると考えられます。

そのため、市民に所在地を明かさない高額事務所の存在価値が疑問であります。なぜなら、政務活動で主に使われているのはノートパソコンやラベルライターですが、こちらは先ほど事務費についても申し上げたように、議員控室専用として按分せずに全額政務活動費から支払っているため、議員控室以外では原則使用しないことになっているはずですが、そして、高額な事務所にはセパレートソファとホームシアタープロジェクターしか政務活動費から購入していないため、この事務所は別の用途で使用されている事務所ではないでしょうか。

また、政務活動費の運用指針によれば、事務所としての形態を備えていない場合は、事務所の賃貸料を政務活動費から支出することは認められないと定めているため、こちらの事務所料の返還を求めます。最後に、占い師に支出した問題についてです。

秋田議員が多額な政務活動費を支払っているMor i Lab oのホームページの中身を私は添付資料としてたくさん添付していますが、URLも記載しているので見ていただけているかと思いますが、秋田議員はMor i Lab oが設立してたった数週間後から多額な政務活動費をこちらに支払っています。不信に感じ、2020年7月3日に所在地を訪問しましたが、所在地にはMor i Lab oと分かる表札及び看板等は何一つありません。

ホームページといえば事業の顔ですが、そこには占いに関する事しか記載されておらず、料金設定は、対面セッション占い1時間6万円、電話セッション占い10分1万円、メールセッション占い5分5,000円の3つの高額な占い料金のみです。そして、このMor i Lab oへの支出伝票は、令和元年度と2年度を合わせて全部で19枚ありますが、全てが占い設定金額の最小単位と合致しているため、どう考えても占い以外に使ったと考えるのには無理があります。さらに、事業者代表の肩書は占い師、そしてパーソナルコンサルタントですが、パーソナルコンサルタントは、心の悩み相談に使われる用語です。調査研究費として14種類の様々な問題の調査研究依頼をしています。この事業者が全ての問題や課題に精通している人物であり、データ解析、関係法案の整理、専門的知見を提供できるとは考えられません。

そして、細かな話をさせていただきますが、2019年12月16日の被災世帯への支援に関する調査研究費は、備考欄に「代表質疑の日時が直近のため緊急対応」と記載してあり、緊急で対応しただけで10万円も支払っていますが、一般社会では、下請会社にこの資料は締切りが迫っているから急ぎでやってくださいと催促しても、お得意様の顧客に対して「分かりました、急ぎで上げます」が通常かと思いますが、秋田議員の場合は、急ぎであるから10万円を徴収する。こんな下請会社は一般社会では私は考えられません。

これらの調査研究費において成果物が存在しないことも大変問題だと思いますので、成果物を全て公開または提示していただきたい。

秋田議員は14種類の調査研究費を高額で支出しているにもかかわらず、支出内容を明確にするため必要とされている政務活動記録票をいずれも支出伝票に添付していません。調査研究費だけで2年間で合計約533万円支払っていますが、これら全ての調査した結果の資料を提示してほしいです。こちらは1枚1,000円ほどで計算すると5,330枚ほどの調査資料となるかもしれませんが、全て提示してほしいです。中には、1つの調査研究費で66万円と高額な金額を支払っているものもありますが、これだけの金額を支払い、数ページほどの調査した資料では、当然納得ができません。

また、令和2年度では、秋田議員以外に一般質問の内容について政策支援を青木議員も委託していましたが、青木議員が委託する会社は事業概要に政策支援やシンクタンクを記載しており、弁護士をはじめ各分野の施策立案や調査の経験豊富な専門的メンバーが多数在籍している会社であることがホームページから見て分かります。一方、秋田議員が委託するM o r i L a b oは、ホームページを見ても占いに関する内容が記載されているのみで、代表者の肩書も占い師であります。そして、両者が委託した金額を比較しても、秋田議員は高額過ぎます。青木議員は、複数の調査を政策支援の専門の会社に依頼して6万円。秋田議員は、1つの調査を政策支援の専門外の会社に依頼して66万円の11倍です。

以上ことから、調査研究費としてM o r i L a b oを選定した経緯、委託内容、金額に不当性があり、政務活動費に求められる透明性、適正性に反するため、返還を強く求めます。

また、広報・広聴費として合計金額110万円をM o r i L a b oへ支出していますが、通常の印刷事業者であれば1つの請求書に入れる項目であるのに、5つの請求書に分けていることもとても不可解です。そして、市政報告相談費として22万円も支払っていますが、アドバイスをもらっただけで大卒初任給の平均月給を上回る料金を支払うことには理解ができません。

こちら備考欄に市政報告の作成の相談やアドバイス、市政報告作成の注意点、市政報告事例紹介及びアドバイスなど、わけの分からないことに22万円払っていますが、なぜ現職の川崎市議会議員が遠方に住む議員経験のない占い師の方に市政報告に関するアドバイスをもらう必要があるんですか。また、なぜ川崎市に住む現職議員が川崎市に住んでいない議員経験のない一般の人に川崎市の市政報告に関するアドバイスをもらい、税金が元手である政務活動費から支払う必要があるんですか。はっきり言って、めちゃくちゃ私には理解ができません。こちらも議会事務局に相談すれば無料ではないでしょうか。

そして、相談費、原稿費、構成費、デザイン費、修正費があるのに印刷費の項目がないことや、成果物のチラシを見た人がいないことも不可解に感じたため、秋田議員へ2020年7月31日にメールで、2021年5月21日に内容証明書にて、いずれも成果物であるチラシなどの印刷物の提示を求めましたが、拒否されています。

また、監査委員から提示を求めて秋田議員が提出した場合であっても、市民に対して再三にわたり提示しなかったことから、急遽作成した可能性が考えられます。この辺も考慮して監査していただきたい。

最後によろしいですか。この件につきましては、私以外にもたくさんの市民の方々も情報共有していますが、全員が公金である政務活動費の支出として不適切な支出であり、占いに使った以外は考えられないと発しています。かわさき市民オンブズマンの方々も同様に考えているので監査請求が2枚出されている事態になっていることも十分御理解ください。

私はこの1年間、多大な労力、時間、お金を費やして監査請求をしました。公平公正な監査をお願い申し上げます。

以上でございます。

## 政務活動費に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

## 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

## 第 100 条

1～13 略

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17～20 略

## 2 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（会派及び議員の責務）

第 2 条 会派（所属議員が 1 人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。

（交付の対象及び額）

第 3 条 政務活動費は、議長に結成の届出があった会派及び当該会派の議員（次項の規定により 50,000 円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

2 会派に対する政務活動費の月額額は、450,000 円又は 50,000 円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

3 交付対象議員に対する政務活動費の月額額は、400,000 円とする。

4 第 2 項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

（交付の方法）

第 4 条 政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日（以下「交付日」という。）における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。

2 前条第 2 項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。

3 各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。

4 交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じなかったものとみなす。

(1) 議員の任期満了

(2) 議会の解散

(3) 議員の辞職、失職、死亡又は除名

(4) 議員の所属会派からの脱会又は除名

(5) 会派の解散

(6) 議員の会派への加入

5 新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合で、当該申請のあった日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日以後であるときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。

6 一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、

この限りでない。

(交付の申請及び決定)

第5条 会派の代表者(所属議員が1人である場合にあっては、当該議員をいう。以下同じ。)及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 会派の代表者及び交付対象議員は、前条第1項の規定により申請した事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を市長に届け出なければならない。

(増額の申請及び決定)

第7条 前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。

(減額等の決定及び通知)

第8条 市長は、第4条第4項第1号、第2号若しくは第5号に該当する事由が生じたとき、又は第6条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第4条第4項第3号若しくは第4号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととすることができる。この場合において、所属議員が1人である会派の当該所属議員が同項第3号に該当したときは、同項第5号に該当するものとみなす。

2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。ただし、第4条第4項第1号、第2号又は第5号に該当する場合で、交付しないこととしたときは、この限りでない。

(経理責任者の設置等)

第9条 政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。ただし、所属議員が1人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第10条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動(調査研究、研修、広報、広聴(市民相談を含む。)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。)に資するため必要な経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。

(収入及び支出の報告等)

第11条 会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により収支報告書を提出する場合においては、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類(以下「領収書等」という。)の写しを添えて、提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定による収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)の提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

(剰余金の返還)

第12条 会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第 13 条 市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定め違反したものであると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

(政務活動費の返還命令)

第 14 条 市長は前条の規定により、政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第 15 条 議長は、第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報（川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）第 8 条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。この場合において、当該収支報告書等の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

2 前項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

3 第 1 項の規定による収支報告書等の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。

4 第 1 項の規定により収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

(準用)

第 16 条 第 11 条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった年度」と、「毎年 4 月 30 日までに」とあるのは「速やかに」と、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 略

別表（第 10 条関係）

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅

	に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

### 3 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成 13 年川崎市規則第 16 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（交付日）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める交付日は毎月 10 日とする。ただし、その日が川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第 16 号）第 1 条第 1 項に掲げる市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の前日を交付日とする。

2 条例第 4 条第 6 項（ただし書を除く。）の規定により政務活動費を交付する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。

（政務活動費交付申請書及び政務活動費交付決定通知書）

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費交付申請書（会派用）（第 1 号様式）又は政務活動費交付申請書（交付対象議員用）（第 1 号様式の 2）によるものとする。

2 条例第 5 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。

（政務活動費交付申請事項変更届）

第 5 条 条例第 6 条の規定による届出は、政務活動費交付申請事項変更届（会派用）（第 3 号様式）又は政務活動費交付申請事項変更届（交付対象議員用）（第 3 号様式の 2）によるものとする。

（政務活動費増額交付申請書及び政務活動費増額交付決定通知書）

第 6 条 条例第 7 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書（第 4 号様式）によるものとする。

2 条例第 7 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書（第 5 号様式）によるものとする。

（政務活動費減額等決定通知書）

第 7 条 条例第 8 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書（第 6 号様式）によ

るものとする。

(請求書の提出)

第8条 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。）第82条の規定により請求書を提出しなければならない。

(支出の手續及び書類の保存期間)

第9条 条例第10条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。

2 経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類（以下「支出確認書類」という。）を徴しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書（以下「支払証明書」という。）をもってこれに代えることができる。

3 経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を調製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(政務活動費収支報告書)

第10条 条例第11条第1項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（会派用）（第7号様式）又は政務活動費収支報告書（交付対象議員用）（第7号様式の2）によるものとする。

(剰余金の返還)

第11条 条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。

(交付の決定の取消通知)

第12条 条例第13条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消しの内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。

(返還命令)

第13条 条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 条例第14条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第52条又は第60条の規定により行うものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第14条 条例第15条第1項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで行うものとする。

2 前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようにしなければならない。

3 条例第15条第3項に規定する収支報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。

(準用)

第15条 第9条第3項及び第10条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第9条第3項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者（所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 略